

94万人を安全に避難させることができるのか？

画期的な水戸地裁判決

3月18日、日本原子力発電（原電）の東海第二原子力発電所（茨城県東海村）について、水戸地方裁判所（前田英子裁判長）は、30km圏内（緊急防護措置を準備する区域＝UPZ）の住民の訴えを認め、再稼働を認めない判決を言い渡しました。

判決では原発で事故が起きた際に、住民を避難させるための避難計画や防災体制が十分に整えられていないことを理由に運転の差し止めを認める初めての司法判断を示しました。それは、原発を動かす以上は住民の生命を確実に守らなければならないという、極めて当然な課題を突きつけたものでした。住民の安全に対する「避難・防災」体制の不備が住民に具体的危険が及ぶとして「人格権」を認め、差し止めの判断基準にしたことは、画期的です。当然、他の原発においても避難や防災の実効性が問われるものとなります。

現在、原電は、この判決を真摯に受け止めることなく控訴しました。一方、UPZ以外の原告は、原子力施設の安全対策を多段階に渡って示す深層防護の第5層（放射性物質の影響から人を守る）における人格権侵害の範囲と内容を問い、原発の安全性についてあらためて訴えるとして控訴しました。今後、東京高裁で争われることになりました。

30km圏内に94万人

東海第二原発では、原発からUPZ圏内に94万人が暮らし、原発で重大な事故が起きた際に確実に安全に避難させることができるかが裁判で問題となりました。

判決では「30km圏内の住民が避難できる避難計画と体制が整っていないければ、重大事故に対して安全を確保できる防護レベルが達成されているとはいえない」とし、「避難計画の策定は14市町村のうち避難が必要な住民が比較的少ない5つの自治体にとどまっていて、人口約27万人の水戸市など9自治体は策定に至っていない。5つの自治体の避難計画も複合災害の課題をかかえている」とし、「すでに策定された計画でも地震などの自然災害による住宅や道路の被害も想定した複数の避難経路を設定していないほか、県の計画でも避難時の検査を行う要員の確保や、資機材の調達などが今後の検



討課題となっている」と指摘しました。さらに、第5層の防護レベルは、周辺人口に照らすと「今後これを達成するのは相当困難」と述べています。

多重防護神話の破綻—実効性の検討すらしてこなかった防災体制

原発はこれまで過酷事故など絶対起こらないこと前提に、多重防護があるから大丈夫とし、それが「安全神話」につながっていました。しかし、2011年3月11日の東日本大震災・福島第一原発事故により、「安全神話」は崩壊しました。多重防護の壁（5重の壁）が次々と失われ、最後の砦である第5層の防災体制は混乱を来し、多くの住民が被曝する結果を招きました。現実が机上の計画を追い越した事実を忘れてはなりません。だからこそ現実的な避難計画の策定と実効性が保証されなければなりません。

日本では、防災計画の策定は自治体に求められていますが、今回のようにUPZ圏内に94万人という人口密集地帯では、現実的に不可能と言わざるを得ません。そのことを無視し、原発の再稼働を強行することは、住民の生命を危険にさらし、「人格権」を侵害するものでしかありません。

判決ではUPZ圏内の原告だけ「人格権」を認めましたが、それ以外は安全なのかといえば、気象状況や過酷事故の規模などによっても、その影響の範囲は大きく変わります。福島原発事故では、当時の風向きにより放出された放射能の約70%が海に流れたことを思えば、30km圏内だけで済むはずがありません。その際に首都圏にも大きな影響を与えるのは必至です。

老朽原発は廃炉に

「原発の運転は原則40年」とする40年ルールは、東京電力福島第一原発事故を受けて設けられたものです。東海第二原発はすでに40年超の老朽原発です。老朽原発は、事故の多発や労働者被曝の増大、安全対策費のコストなどさまざまな問題を抱えています。さらに老朽原発は、部品を新品に代えることはできても、施設の配置など古い設計を変えづらく、安全性向上にも限界があるとされています。

また、地震大国日本では、地震リスクを常に抱えています。この間も福島沖や宮城沖で東日本大震災の余震とされる大きな地震が連続しました。さらに今後も大地震が起きる可能性が指摘されています。

原電が実現不可能な避難計画を認め、東海第二原発を速やかに廃炉にすることを求め、引き続き裁判を支援していくことが重要です。（井上年弘）